

めまぐるしく変わる福祉制度、手続きについて行けず…

ある障害児の母親から、「身体障害者手帳を持っているが再判定で該当しないかも知れないので、療育手帳を受けようかな？」と話しかけられた。

療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（表紙は「障害者手帳」とのみ表示され、表紙を見ただけでは精神障害の手帳であることが分からないようになっている）は再判定義務のあり、また、身体障害者手帳は症状が重くなったら再認定申請は可能なことは知っていたが、肢体不自由による身体障害者手帳でも再判定義務のあるケースもあるとは知らなかった。

ネットで調べてみると、身体障害者手帳交付では、医療の進歩で症状が改善するケースもあるので、改善の予知のあるようなケースでは手帳に再判定年月の指定記載がされるよう。

また先日、療育手帳を持つ発達障害児が再判定で「療育手帳には該当しなくなった。精神障害者保健福祉手帳の認定は可能かも…」と専門機関から言われ、「我が子は精神障害？」と、戸惑っている母親の話も聞いたことがある。

発達障害児でもアスペルガーのように知的に問題がなくても行動的に問題がある場合に該当する話のよう。

以前は発達障害のような子どもは療育手帳対象になることは知っていたが、最近子どもでも精神障害者保健福祉手帳の対象範疇になっていることは知らなかった。

これもネットで調べて見ると、精神障害者保健福祉手帳の等級1, 2, 3級のそれぞれの大まかな分類記述は目にしても、子どもの中のどのような日常的な行動が該当するのか分からないので、いつものようにメル友に「判別指標として使われているものがあれば、ご紹介下さい」と助けを求めたところ、あるメル友から各等級の精神障害の具体的な日常生活からの指標となる「日常生活能力の程度」の書かれたものを紹介いただいた。

最近のめまぐるしく変わる福祉制度、手続き等には付いてついて行けず、「必要な時に調べたり、メル友に聞けばいい」と開き直っている。

だが、福祉の現場職員はこれらも知っておかなくてはならず、親たちはネットであれこれ情報を手に入れるだけに、質問してくる親御さんとの信頼関係のためにも変更等の情報に感度のいいアンテナを張り、理解しておかなくてはならないので大変だろうなあと、つくづく思う。